

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第138号 平成24(2012)年2月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

『隋書』倭國伝の竹島について

名古屋市 石田敬一

1 竹島の比定（鬱陵島）に関する疑問

『多元』No. 105号（2011年9月）とNo. 106（2011年11月）に古田武彦氏の論文「竹島論」と「竹島論 第二」が掲載されました。その論文で、古田氏は『隋書』倭國伝に記述される竹島を鬱陵島とされました。

すなわち、隋書倭國伝の「竹島」は、現在の鬱陵島であり、中国(隋・唐)の「目」からは「倭國領の一つ」として、当時認識し、報告されていたのである。

（『多元』No.106、3頁）

私は、これに疑問を持ちます。

私は、吉田松陰が竹島と呼んでいたのは、いわゆる鬱陵島を指していることについて、全く異論はありません。古田氏の述べられるとおりでと思います。

しかし、『隋書』倭國伝に記述される竹島は、現在の鬱陵島ではないと思います。『隋書』の竹島が、朝鮮半島の東に位置する鬱陵島（地図1参照）であるとは思えないのです。竹島という名の島は各地にあります。私の郷里、愛知県には、国の天然記念物に指定されている蒲郡市の竹島があります。宮城県や鹿児島県にも竹島はあるといいます。その中で松陰が呼ぶ竹島が

鬱陵島であることは、安政五年の松陰の書簡から明らかですが、『隋書』倭國伝の竹島が、鬱陵島にあたることについて、この書簡からは読み取れません。

「竹島論」と「竹島論 第二」をくまなく読んでも、鬱陵島が『隋書』倭國伝の竹島であることについての説明はありません。

だから百済から対馬への途次の“いずれかの島”に対する「呼び名」か、といった“恣意的な”視点以外に「出る」ことができなかったのである。しかし、その地帯にそのような「名前」の島は存在しないのである。ことに「都斯麻」「竹斯」といった国名の的確な表記と相対比すると、やはり“直接”に「タケ島」と呼ばれる島は、百済と対馬の間のこの地帯には、絶無なのである。

（『多元』No.106、4頁）

<地図1 鬱陵島>



てから竹島に行き、その南に鮮羅國を望んで対馬に行くのですから、朝鮮半島南岸部西辺に竹島を想定することは、道筋としてたいへん相応しいでしょう。

私は、この記述から、古田氏が認識していた朝鮮半島南岸部西辺に竹島があったと考えます。

4 竹島の読み

次に、竹島の読みについて問題提議します。

「たけしま」と読んで良いのでしょうか。竹斯は「ちくし」と音読みします。「竹」を「ちく」と読んでいます。そうであれば、竹島も「たけしま」ではなく、音読みの「ちくとう」の可能性は高くありませんか。

一般的には「たけしま」ということでしょう。古田氏も「たけしま」と読んで、その意味を解説されておられます。これを音読みで「ちくとう」あるいは韓国語で「チュクド」と読んだらどうでしょうか。「チクトウ」と「チュクド」は共通の発音を持っていると私には思えます。

5 朝鮮半島南岸部西辺にあった竹島

『隋書』の竹島は、現在の韓国にあるのではないのでしょうか。以前の古田氏の認識は間違っていないはずだと、そうした思いで、朝鮮半島南岸部西辺の辺りに竹島がないか、探しました。そして、竹島を見つけました。

以下は、韓国の地図、コネスト韓国地図で調べたものです。

(コネスト韓国地図<http://map.konest.com/>)

地図3のとおり、全羅南道霊光郡落月面には竹島里とあり、そこには、ずばり竹島の名称があります。島全体を鞍馬島と呼び、その西の端の岬を竹島と呼んでいます。

また、地図4のとおり、朝鮮半島の南西の端にある西巨次島と東巨次島の間に挟まれた島が上竹島と呼ばれていることが確認できました。全羅南道珍島郡鳥島面にある島です。

さらに、地図5のとおり、その西巨次島と東巨次島の南西、朝鮮半島の西南の果てにある全羅南道珍島郡鳥島面孟骨島里には、竹島灯台が現存します。これは済州島の北東約100kmのところに位置します。

つまり、この朝鮮半島南岸部西辺に、竹島の地名が点在しているのです。そして、この竹島灯台はまさに朝鮮半島の西南のはずれにあり、済州島を望むのに相応しい場所にあります。

アンマド チュクド
<地図3 鞍馬島の竹島>



ウェチュクド
<地図4 上竹島>



<地図5 竹島灯台>



<地図6 竹島・竹島灯台と鬱陵島>



<参考図 倭国への行路>



5 結論

以上のことから、『隋書』倭國伝の竹島は、『多元』No. 105とNo. 106の論文「竹島論」、「竹島論 第二」で古田氏が新たに提示された鬱陵島ではなく、『邪馬一国の証明』において指摘されたとおりの珍島の辺りであるとした認識が正しいと考えるものです。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「高天原を巡って」を掲載します。

目 次

- 1 はじめに
- 2 基本姿勢
- 3 高天原の候補地
- 4 『古事記』の示す高天原 その1
- 5 『古事記』の示す高天原 その2
- 6 『古事記』の記す高天原 その3
- 7 『古事記』の記す高天原 その4
- 8 『古事記』の記す高天原 その5
- ・・・神話の展開

高天原を巡って(3)

名古屋市 加藤勝美

9 『古事記』の記す高天原 その6

・・・大国主命

大国主命の物語は大国主命の兄弟たち(八十神)にひどい目にあった稲羽之素菟(因幡の白ウサギ)を助ける(傷を癒す)場面からスタートする。大国主命は八十神から迫害を受け、二度も殺されてしまう。このままではと心配した母を通して父(建速須佐之男命)の許を訪れるよう要請され、そこ(根の堅州国:出雲)を訪れる。が、そこでも父から迫害に満ちた様々な試練を課される。たまたまなくなった大国主命は父から逃げ出す。父が追いかけてきて叫ぶ。高天原なる用語はそこに登場する。原文を掲げると次の通りである。

於宇迦能山^{三字以音已}之山本、於底津石根、宮柱布刀斯理^{此四字以音}於高天原氷椽多迦斯理^{此四字以音}而居、是奴也。
(岩波文庫『古事記』228頁)

読み下し文は次のようになっている。
…… 宇迦^{うか}の山の山本に、底^{そこ}つ石根^{いはね}に宮^{みや}柱^{はしら}ふとしり、高天^{ひぎ}の原に氷椽^{やつこ}たかしりて居れ。この奴。
(岩波文庫『古事記』48頁)

岩波文庫本の脚注に宇迦の山は
出雲風土記に出雲郡宇賀郷がある。その山。
(岩波文庫『古事記』48頁)

とある。また、「底つ～たかしりて」の部分は祝詞の常用句とされている。とすると、ここの「高天原」は地名ではなく、単に天空と理解されている。空中に突き出す神殿造りの千木を思うと、天空と解して不思議はない。なので、強く異議を唱える気持ちはないが、物語の流れからするとどこか違和感がある。追いかけてきた建速須佐之男命が叫んだ言葉なので、地名と考えても不思議はないように思われるのである。否、むしろそう考えた方が自然に思われのである。

どういうことかということ、建速須佐之男命は根の堅州国（出雲のどこか）に居住している。逆に言うと大国主命はその外からやってきて父に会ったのである。その父の許から逃げ出すのであるから、根の堅州国の外に出ることを意味している。根の堅州国は出雲なのでその外というと、常識的には現在の鳥取県ないし広島県方向に出ることを意味する。ここで先述の比婆山が生きてくる。

もしも古代人が根の堅州国の外を高天原と考えていたとすれば、大国主命は高天原から父の許を訪れたことになる。そこで、大国主命を追いかけてきた父の言葉が生きてくる。「高天原に帰ったらそこに高く神殿を建てて」という意味になる。空高くといたければたんに「たかしりて」だけで事足りている。これが祝詞の常用句となるのは奈良時代以降のことであって、それよりずっと以前もそうだったとは断定できない。

しかも頭に「宇迦^{うか}の山の山本に」とある。ここに注目すると、「宇迦^{うか}の山の山本」こそが高天

原だった、と言つて言えないことはない。同じ出雲に根の堅州国と高天原！！。現代人の目からすると「まさかあ」であるが、何しろ建速須佐之男命や大国主命の時代は神武の時代よりさらにずっとずっと古代の話である。神武がやっと獲得した橿原の宮さえ小さな区域である。それよりずっと以前の根の堅州国や高天原が同じ出雲内に存在して少しも不思議はない。思い切って大胆に私見を述べれば、「根の堅州国＝安来」、「高天原＝宇賀郡」と言えなくもない。一見大胆な解釈に見えるかもしれないが、『古事記』の記述をそのまま素直に読めば以上のような解釈も成立することを示している。

10 『古事記』の記す高天原 その7 ・・・國譲り

父神建速須佐之男命の許から大国主命が逃げ出す場面を記し、その際「高天原」なる用語が記されていることを示した。父神のいる場所はその母神の伊邪那美命のいる根の堅州国、すなわち出雲のどこかにいるのだが、ここでちょっと分からないのは大国主命自身が出雲に天降っている。『古事記』はそう明記している。ということは大国主命は同じ出雲國のどこかから父神のいる所に赴いたことになる。そしてそこから逃げ出す時、父神から「お前は高天原に神殿を建ててそこに暮らせ」と告げられる。もっともこれは私の解釈なので、『古事記』がそう明記しているとまでは言い難い。そこに記されている父神の言葉は祝詞の常用句で「高天原」に特別の意味がないと解されている。が、逃げていく大国主命の背中に向かって浴びせた言葉なので、「高天原」は逃げ行く先を指していると解釈できることを私は示した。

すると、高天原も根の堅州国も同じ出雲國のどこかにあった國ということになってしまう。いやいや、日本全土を舞台にした神話の筈なのに高天原が出雲の中のどこかというのは、神話をあまりに矮小化し過ぎではないか、とお叱りを被りそうである。が、『古事記』は、伊邪那伎命が比婆山の伊邪那美命を訪ね、比良坂を下って伯耆に逃げ帰ったという意味合いの記し方をしている。『古事記』に従う限り、その比婆山は安来市の比婆山が有力であり、高天原は伯耆と

伝承されていたらしいことがうかがえる。ただ、大国主命がいた所は出雲國のどこかなので、高天原は伯耆ではなく、安来市の東端部なのかもしれない。

『古事記』は現代の私たちの目からみると、高天原を極端に矮小化しているように見える。というより、そう伝承されていたとおりに記したのだろう。が、大国主命時代の高天原は、神武天皇が橿原の地で即位した時期よりずっとずっと以前の話、高天原が橿原よりも一回りも二回りも小さな集落だったことは十分にあり得るのである。

だが、『古事記』の記す高天原はこれですべてではない。高天原は安来市の東端の一角とも解される場所から、一気に、木に竹を接いだような展開を示すのである。

まず、父神の許を離れてからの大国主命のその後だが、突如美保御崎（松江市）に少名毘古那という智慧の神が登場して二神で國を平定する話になる。ところが驚いたことにその征討談は一切書かれていない、「二柱の神相並ばして、この國を作り堅めたまひき」とあるだけである。この半行の記述だけで全日本が平定されたことになるのではなかったものではない。大国主命は兄弟から迫害に迫害を受け、その父神からさえ試練を受けるといふさんざんな目に遭う記述の続いた後、さあこれから大がかりな平定談が始まるという段になったら半行です。一度でも『古事記』を読んだ人なら、「なんじゃ、これ」と思われること請け合いです。

が、それもやっとなら美保御崎を確保したという意味なら分からぬでもない。事実、大国主命は美保御崎にいたと記され、その子の事代主神もそのもとにいて鳥や魚を捕獲していたと『古事記』は記している。ここまでの『古事記』の記し方は高天原も根の堅州国も出雲の一角（島根県東部）と解して差し支えなく、その近くの美保御崎を大国主命が確保したのだろうと推測できる。逆にいうと、大国主命が進出した所は美保御崎のある小さな漁村だけだったと解される書き方になっているのである。

ところがである。

ふたはしら なら
二柱の神相並ばして、この國を作り堅めたまひき

（岩波文庫『古事記』48頁）

と半行が記されたとたん、場面は一転して高天原に移る。「大国主命が平定した國は我が子が治めるべきだ」と天照大御神が言いだし、ここから有名な國譲りの場面が始まる。美保御崎は豊かな漁場なので、そこを高天原が手中にしたいと欲したのはよく分かる。美保御崎は私も訪れている。

高天原が大国主命と交渉するまでに若干の経緯があるが、最終的には建御雷神たけみかづちのかみを天鳥船神とともに美保御崎に派遣することによって開始される。建御雷神は先ず大国主命本人を承知させ、次に漁から戻ってきた事代主神を承知させる。大国主命は、事代主神のほかに建御雷神という御子がいるので、その了解も取って欲しいと建御雷神に告げる。で、建御雷神は建御名方神の許に出かけることになる。

この辺りから『古事記』の記述は急展開を帯びる。なんと建御名方神の居場所は島根県内を大きくはずれる。すぐ隣接の広島県でもなければ鳥取県でもない。なんと遠く隔たった信濃国諏訪湖（長野県）へと飛ぶのである。まるで高天原勢力は信州まで進出していたといわんばかりの展開である。そういえば不審なのは高御産巢日神たかみむすひのかみである。それまでほとんど登場していなかったこの神が、突如として天照大御神と並ぶ最高権力者のような形で登場し、高天原を取り仕切り出すのである。建御雷神の派遣を決定する際にも関わるのである。さらに付言すれば建御雷神は鹿島神宮（茨城県）の祭神であり、建御名方神は諏訪大社の祭神である。

建御雷神、建御名方神、さらには高御産巢日神の登場はそれまでの『古事記』の記述からは想像もできない展開で、まさに木に竹を接いだような展開となっている。

こうなると、さすがに私も太安万侶の大和王朝称揚の意図を感じざるを得ない。

それはそれとして、諏訪湖に赴いた建御雷神は力比べをして建御名方神を屈伏させ、大国主命に國譲りを迫る。二人の御子が承知したのでは是非もなく、大国主命は承知するのだが、その条件として神殿に住まわして欲しいと願い出る。「高天原」はそこに登場するのだが、それは

大国主命が父神から逃げ出す時に告げられた時と同じ祝詞の常用句の中に登場する。

すなわち、次のようにある。

そこ いはね みやばしら ひぎ
底つ石根に宮 柱ふとしり、高天の原に氷木たかし
りて (岩波文庫『古事記』63頁)

が、ここに記された高天原は全く同様の祝詞常用句であっても、その意味合いががらりと一変していること繰り返すまでもあるまい。

一変した高天原は天孫、日子番能邇邇藝命の降臨の段に登場する。原文を示すところである。

爾日子番能邇邇藝命、將天降之時、居天之八衢而、上光高天原下光葦原中國之神於是有。

(岩波文庫『古事記』237頁)

その読み下し文は次のように書かれている。

ここに日子番能邇邇藝命、天降りまさむとする時に、天の八衢に居て、上は高天の原を光し、下は葦原の中つ國を光す神、ここにあり。

(岩波文庫『古事記』65頁)

ここに来て高天原は広大な葦原の中つ國を下にして、燦然と輝く場所として記されることになる。ただし、葦原の中つ國とはどこのことかは記されていない。

「高天原」は國譲りの段の最終部にも登場する。

「大国主命の神殿（出雲大社）にお住まいになる大国主命のために料理を作って献じましょう。」と櫛八玉神が約束する場面である。「高天原」は櫛八玉神が決意を語る段に登場する。その出だしの部分を読み下し文で紹介すると次の通りである。

この我が燧れる火は、高天の原には、神産巢日の御祖の命の、とだる天の新巢の凝烟の、八拳垂るまで焼き擧げ、… (岩波文庫『古事記』64頁)

この文言はちょっとした予備知識がないとこのままでは分かりにくい。が、はっきり分からなくとも、ここで使用されている高天原は空中

を指していることは容易に伺える。「天新巢」は創始される出雲大社の神殿（本殿）を指していることさえ分かれば高天原は天空のことだとすぐに了解できる。

火燧にはちょっとした解説を要しよう。私なりに簡単に解説すると、神殿や神社において火燧は神聖にして重要な意味を持っている。

火燧とは弥生時代ないし縄文時代以来から行われている火付け作業だ。木の棒を石臼に立ててこすり火をおこすのである。マッチだのライターだののない超古代にあってはこの火燧こそ最重要事の一つだったこと容易に理解できよう。代々出雲大社の神主（国造）を務め続けてきた千家家の第8代目国造を務められたという千家尊統氏の手になる『出雲大社』（昭和43年、学生社）を読むと火燧がいかに重要視されてきたかが分かる。火燧を行う建物には当主しか入れず、尊統氏は実子であっても一度も入れてもらえなかった、と書いておられる。入れるようになるのは、火継式を終え自らが当主に就任してからだという。古式にのっとって82代にもわたって繰り返されてきたこの伝統の火燧行事を知ると、伝統とはほど遠い私など身のすくむ思いがする。

これまでみてきたように、『古事記』の記す高天原は私にはあまりにも色々な意味に使用されているように見える。それについて私見を述べるのが本稿の目的だが、『古事記』の高天原はまだ2カ所残っている。次にそれを示すことにしているので、私見に入れるのは次々回以降になる。

『日本書紀』年表(2)

瀬戸市 林 伸禧

先に、『東海の古代』128号（平成23年4月）で、神武紀～開化紀までの年表を作成して報告したが、今回、前回報告した分と合わせて『古事記』中巻に当たる「神武紀～応神紀」まで作成したので報告する。

作成して判明したことを列記する。

判明した事項は、別冊『「日本書紀」年表2（神武紀～応神紀）』に記載したが、その主たる内容は次のとおりである。

1 天皇名の名称

① 次の天皇には別称がつけられている。

- ・神武：始馭天下之天皇
- ・崇神：御肇國天皇

② 名前を取替えた天皇がいる。

応神：去来紗別尊→誉田別尊

2 天皇の年令

① 誕生年、立太子年、即位年及び崩御年並びにその年令の一覧表を作成したところ、年令が記述されていない天皇が多々いる。

② 立太子年令に2説記述されている天皇がいる。

垂仁、成務

③ 立太子年令を基準にして、崩御年令を算出したところ、記述年令と一致しない天皇が多々いる。

3 天皇の即位

一般に、前天皇崩御の翌年に即位（天皇元年）と継続して記述されているが、崩御年から即位年までに空白年（1～3年）があることが判明した。

神武～綏靖、懿徳～孝昭、成務～仲哀

4 太歳

太歳は、天皇元年（神功は皇太后称号年）条に記述されているのが通常であるが、複数回記述されている天皇もいる。

① 綏靖：計2回、神功：計3回

② 神武：天皇元年条ではなく、東征年条に記述されている。

5 天皇の死去

天皇が死去した場合、「崩」と記述されるが、天皇以外にも記述されている人達がいる。

神功皇后、日本武尊

6 その他

③ 神功皇后は、天皇に準じて記述されている。

④ 日本武尊は、天皇であった徴候がある。
・「尊、崩、陵」と天皇に用いられる語句が使われている。

- ・仲哀紀即位前紀で、仲哀の母（日本武尊の妃）を「皇后、皇太后」と記述している。

東西五月行南北三月行について

名古屋市 石田敬一

1 はじめに

2011年12月の「古田史学の会・東海」例会において、佐藤章司氏は「東西五月行・南北三月行」と倭国の首都」と題して、「東西五月行南北三月行」について、それは支配領域と言うよりも「海東の天子菩薩の徳が行き渡っている範囲」であるとされました。

具体的には「筑紫を原点として東西は九州からアムール川の河口までの日本海を囲む交易圏。南北は筑紫から沖縄（琉球）までの東シナ海を囲む交易圏であり、東西・南北のクロスする所が九州であり、・・・」と記述されます。

これに関しては、すでに古田武彦氏が復刻版『失われた九州王朝』（ミネルヴァ書房、2010年2月20日）の「東西五月行南北三月行」の項で佐藤氏とほぼ同様の考えを示されています。

この「東西五月行」が「九州」だけにとどまるものではなく、四国から本州へとつながる日本列島の全体を指していることはいうまでもない。

<中略>

問題はつぎの「南北三月行」だ。ズバリ答えよう。これは、つぎの南北に縦貫する線をいっているのだ。

対馬ー壱岐ー九州ー種子・屋久ー奄美諸島ー（沖縄諸島）

「東西」の場合の「東端」が青森県までか、北海道までか。それともさらにその北や東北につらなる島々をもふくむか、それは明らかではない（一方、関東地方まで、ということもありうるかもしれぬ）。

（『失われた九州王朝』269頁）

これに対して、私は「東西五月行南北三月行」は倭国の支配領域を指し、それは九州本島の大きさを示していると考えます。

2 「東西」「南北」の語句の使われ方

『隋書』倭國伝には、次のとおりあります。

倭國在百濟新羅東南 水陸三千里 於大海之

中依山島 而居魏時譯通中國三十餘國 皆自稱
王夷人不知里數但計以日 其國境東西五月行南
北三月行各至於海

(『隋書』倭國伝、下線は筆者による。以下同じ。)

この記述の中で、其國境の「其」は、最初に記述された「倭」であることについて誰も異論はないでしょう。そして「其國境」と記述されているのですから、倭國の国境です。国境であるからには、決して観念的なものではなく、物理的な境界を指していると思われまふ。ここには「海東の天子菩薩の徳が行き渡っている範囲」などの観念的な文字は一切ありません。私にはむしろ淡々と国境の大きさを記述しているように思われまふ。

重要なことは、「東西」「南北」の記述方法がどのような意味を表しているかです。

一般的には、「東西五月行南北三月行」は東から西までは五月行かかると、南から北までは三月行かかると言う内容であると解釈されています。すなわち、この「東西」や「南北」は「東から西まで」の長さ、「南から北まで」の長さであり、東西と南北の比率が5対3の横長の形をしていると捉えられていると思われまふ。

しかし、果たしてそうでしょうか。

こうした語句の使い方を知るには、古田氏が示されたように同じ文献から他の例を調べることです。『隋書』倭國伝には、同様の例がありませんので、他の中国の史書である『魏志』韓伝や『魏志』倭人伝の記述が参考になります。

A 韓在帶方之南 東西以海爲限 南與倭接 方可四千里

(『三国志』魏書 韓伝)

韓は帶方の南に在り。東西は海をもつて限りとなし、南は倭と接する。方四千里ばかり。

B 始度一海千餘里至對海國 ………

無良田食海物自活乘船南北市糶

(『三国志』魏書 倭人伝)

……… 良田は無く、海物を食して自活し、船に乗^{してき}りて南北に市糶す。

C 又南渡一海千餘名曰瀚海至一大國 ………

耕田猶不足食亦南北市糶

(『三国志』魏書 倭人伝)

……… 田を耕せどもなお食するに足らず、また南北に市糶す。

Aは、韓國の位置や大きさを示しています。ここで重要なのは「東西以海爲限」です。ここに記述されている「東西」は「東から西まで」の間の長さという意味でしょうか。違います。**A**の「東西」は「東から西まで」の間の長さを表しているではありません。「東も西も」海を以て限りとなすという意味です。もう少し言葉を足して言えば、「東の境界も西の境界も」海を限りとすると記述されているのです。

同じく、**B**、**C**の「南北市糶」は、「南から北まで」の間で交易することを意味するのでしょうか。ニュアンスが違うように思われまふ。「南から北まで」の間ではしっくりしません。「南にも北にも」交易に行くことを意味すると思われまふ。

これらの例を参考にすれば、「其國境東西五月行南北三月行各至於海」の「東西」は、「東から西までの国境の間」が五月行の月数がかかるという意味ではありません。「東や西の国境」は五月行の月数がかかるという意味です。同様に「南北」については、「南や北の国境」は三月行の月数がかかるという意味です。

要するに東の境界と西の境界の長さは、それぞれ五月行であり、南の境界と北の境界の長さは、それぞれ三月行であることを表現しているのです。すなわち、東西と南北の比率が3対5の縦長の形をしている区域を表しているのです。

これまで「東西」の語句を「東から西までの間の長さ」という近年の観念で理解されていた方にとっては、不審に思われるかもしれませんが、他の例を知れば、これは「東の国境や西の国境の長さ」を表現する記述方法であることが明確です。

3 舛牟羅國の「東西」「南北」

さらに『隋書』百濟伝には、ずばり距離で表現されている例があります。

其南海行三月有舛牟羅國 南北千餘里東西數百

(『隋書』百濟伝)

その南の海行三月に舩牟羅国があり、南北(の境界の長さ)千余里、東西(の境界の長さ)数百里。

舩牟羅国は济州島と思われませんが、济州島を地図で見れば、横長の地形の島です。決して縦長の島ではありません。これは「南や北の境界の長さ」が千余里で、「東や西の境界の長さ」が数百里であることを表現しています。横長の島を表しているのです。

具体的に数値で示せば、「余」は4程度が一般的と考えられますので、南と北の境界は魏・西晋朝短里の76m×1000～1400里として76～106km程度、東と西の境界は同じく短里76m×400里として約30kmということになります。

実際の島の大きさは横80km×縦30km程度であり、おおむね百済伝に記述された内容に似ていると考えてよいと思います。

これを図示すれば、次の図1のとおりです。ここでも古田氏が主張される「魏・西晋朝短里説」が間違っていないことが確認できます。

<図1>



つまり、この「南北」というのは、南から北までの間が千余里の距離であるではなく、南の境界と北の境界の距離がそれぞれ千余里であるということを意味していることになります。同様に「東西」も東から西までの距離が数百里ではなく、東の境界、西の境界がそれぞれ数百里であることを表現しているのです。

以上のことから、「東西」や「南北」について、ほとんどの方が間違えて理解していたと思いますが、文献からは、「東や西の境界の長さ」「南や北の境界の長さ」と、このように読むのが正しいと私は思います。

なお、『隋書』百済伝に「其國東西四百五十里、南北九百餘里」の例がありますが、明確な地形地物で区切られていないので、ここでは取り上げません。

4 『隋書』百済伝における三月の概念

『隋書』百済伝の記述に、「其南海行三月有舩牟羅國」とあります。百済から济州島まで海行三月だと記述されています。

もともと百済の首都は漢城(ハンソン)そして熊津(ユウシン)にありましたが、538年に都を熊津から泗泚(サヒ) (現・忠清南道扶余郡)へ南遷しましたので、この百済伝の記述にある都は泗泚です。ここから济州島までが海行三月になります。

図2のとおり300km程度です。

<図2>



5 九州に合致する「東西五月行南北三月行」

泗泚から济州島までの海行三月の例からすると、この程度の長さを三月行と認識されていることから「東西五月行南北三月行」は、決して「九州からアムール川の河口まで」や「筑紫から沖縄(琉球)まで」といった広大な範囲を示しているようには思われません。

私は、「東西五月行南北三月行」すなわち縦が五月行で横が三月行の縦長の大きさと、九州の縦長の形が、概念的にほぼ合致しているように思います。

其國境東西五月行南北三月行各至於海

(『隋書』倭國伝)

さらに、この「東西五月行南北三月行」に続いて「各至於海」が記述され、倭國の境界は、東西南北が海に至るとされます。つまり、倭國は周りを海に囲まれた一塊の陸地ですので、九州を表していると考えて間違いのないでしょう。

『隋書』倭國伝は、倭國の四面が海に囲まれているとの認識に立って「又十餘國を経て海岸に達す」と記述されています。「海岸に達す」の記述は、倭國の境界が海までであるからこそであり、倭國の尽きるところを表しているのです。

<図3>



さらに、『旧唐書』倭國伝に、倭國の境界が海岸であったことを追認する記述があります。

倭國者古倭奴國也 去京師一萬四千里 在新羅東南大海中依山島而居 東西五月行南北三月行世與中國通其國居無城郭以木爲柵以草爲屋 四面小島五十餘國皆附屬焉 (『旧唐書』倭國伝)

これは、これまで九州本島のみを倭國の範囲とされていたものが、九州の周りにある小島五十餘國に附屬が拡大されてきたことを示した記述であると思います。『旧唐書』の記述は、倭とその属國の領土が九州であったことを裏付けて

いると思います。

従って、『隋書』倭國伝の「東西五月行南北三月行」は、縦に五月行で横に三月行の九州の大きさを表しており、境界の長さを月数で示しており、それは九州とするのが適切であると考えられるものです。

6 あらためて『隋書』倭國伝

『隋書』倭國伝の記述内容をしっかりと認識するには、大局を把握する必要があります。

まずは『隋書』倭國伝の概要を把握することが大切であり、ただちに各論に入ると内容を理解する上で間違いが生じやすくなります。

そもそも『隋書』はそれ以前の中国の史書『三国志』『後漢書』『宋書』を踏まえて記述されています。これは中国の伝統的な史書のあり方です。そして『隋書』倭國伝では、この伝統を踏まえ、倭國の場所や地形を示した上で、これまでの中国との関わりについて次のとおり概略を記述しています。

倭國在百濟新羅東南水陸三千里於大海之中依山島而居魏時譯通中國三十餘國皆自稱王夷人不知里數但計以日其國境東西五月行南北三月行各至於海其地勢東高西下都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽之東與儋耳相近……自魏至于齊梁代與中國相通 (『隋書』倭國伝)

先述したとおり、倭國の国境は縦に長く横に短い地形であり、東西南北は海に至る山島、すなわち九州です。しかも魏から梁に至るまで代々中国と相通するということから、『隋書』のいう倭國は『三国志』の倭國と同じ國であることを示しています。倭も倭も同一の國であるので、『三国志』の都斯麻國も一支國も倭國であった状況が、『隋書』においても同様に引き継がれています。また、都の場所は、邪靡堆にあって、そこは魏志による、いわゆる邪馬臺と記述されるとともに、帶方郡から一万二千里にあるとされることから、『三国志』と同様に博多湾岸にあった邪馬壹国です。

要するに倭國は『三国志』の時代と基本的な

状況は変わっていないことが記述されています。倭國は四面を海に囲まれた山島であり都は『三国志』の邪馬壹国から変わっていません。

このように概要が示されたあとに、王の名が多利思北孤であるなどの新しい情報が追加して記述されています。最後段においては、大業三年に倭王が朝貢した翌年に文林郎の裴清が倭國に使者として遣わされた時のことが記述されています。ここでは竹斯國の東にある秦王国の人々は華夏と変わらないことや竹斯國よりも東は皆、倭に附庸していると示されます。

こうした大局を無視し、東の方は皆、倭に附庸していることだけに注目して、近畿や出雲や吉備に都があるなど様々な仮説が提示されています。しかし、大枠を踏まえれば、このような仮説が生まれる余地はありません。『隋書』倭國伝に様々な説が生まれるような記述がされていないと思います。

『三国志』には「女王國東渡海千里復有國皆倭種」とあり九州の東にも倭種がいることを中国側は承知しています。また『隋書』において、倭國は東西南北の四面を海に囲まれていると真っ先に記述されています。

7 秦王国始め十余國

佐藤章司氏が述べられた「秦王国始め十余國は瀬戸内海のあたり」という考えは、平成22年8月22日に開催の例会で、林伸禧氏が紹介された木佐敬久氏の“「中国史書に隠された琉球、および倭の変遷（下）」（『古代の風』194号、平成22年8月号）の主張と似ています。

陸行の文字がないので、筑紫から秦王国、さらに十余國を経て倭國の玄関にあたる港に入るまで、海上ルートがつづく。方角は東から転じた記述がないから一貫して東であり、瀬戸内海を東進したのは間違いなく（日本海を出雲地方へ向かうのは東北方向になる）。秦王国は豊前か長門・周防、十余國は瀬戸内海の島を含む国々であろう。

（『古代の風』194号、9頁）

ただ、佐藤氏と木佐氏の大きな相違点は、「自竹斯國以東皆附庸於倭」について、佐藤氏が竹斯國を除く東の國は倭に附庸すると解釈されて

いるのに対し、木佐氏は筑紫が倭國に従属していると解釈され、倭は吉備王朝であるとされます。

この木佐氏の解釈が間違っていることは、古田武彦氏が『邪馬一國の証明』（307～310ページ）において詳細に論証しており、私も「竹斯國を除く東の國は倭に附庸する」と解釈するのに同感です。

たとえ「竹斯國を含めて東の國は倭に附庸する」と解釈したとしても、秦王国始め十余國が倭の属国であることに変わりはありません。

ですから、竹斯國を含もうが含まないであろうが、竹斯國より東に、都は絶対に存在しません。属国に都が存在するわけがないこと、この点をしっかり認識すべきです。したがって、たとえ瀬戸内海の国々であろうが難波であろうが、絶対に都は存在しません。この大枠の概念を外した議論は全く意味をなしません。

8 自A以B

さて、それでは

自竹斯國以東皆附庸於倭（『隋書』倭國伝）

の記述で竹斯國はどちらになるのでしょうか。

まず、一般論として「自A以B」ではAを含むのでしょうか含まないのでしょうか。

これについては、『東海の古代』102号（平成21年2月）、103号（同年3月）において、それぞれ加藤勝美氏と林伸禧氏が、木佐氏と同様の批判を展開する川村明著『九州王朝説批判』（<http://home.p07.itscom.net/strmdrf/kyusyu.htm>）を紹介されました。林氏は古田氏と川村氏の両方の主張を紹介するとともに、『隋書』の「自A以B」の用法は、Aの基点を含む場合と含まない場合があるとされました。

この意見に私は全く同感です。

古田氏があげた次のイの例は、Aの基点を含まない例であり、確かにAを含んでいないと思います。

ア 自夫人以下世有筋損。太祖建國、始命王后、其下五等。有夫人、有昭儀、有祜嬪、有容華、有美人。文帝筋貴嬪、淑媛、脩容、順成、良人。明帝筋淑妃、昭華、脩儀、除順成官。太和中始復命夫人、

登其位於淑妃之上。

イ 自夫人以下爵。凡十二等。貴嬪、夫人、位次皇后爵無所視。淑妃、位視相國爵比諸侯王。淑媛、位視御史大夫爵比縣公。昭儀、比縣侯。昭華、比鄉侯。脩容、比亭侯。脩儀、比關內侯。婕妤、視中二千石。容華、視眞二千石。美人、視比二千石。良人、千石。

(ア・イとも『三國志』魏書 后妃傳第五)

これは、後宮の女たちの順位を示したものです。

私はこの記述を次のように読みます。

アは、夫人より以下は世にあっては加除が有る。太祖建国の時には王后を始めその下に五つの位、夫人、昭儀、祜嬪、容華、美人が有った。文帝の時には、貴嬪、淑媛、脩容、順成、良人が追加された。明帝の時には、淑妃、昭華、脩儀が追加され順成は除かれた。太和中には淑妃より上に夫人の位を登らせた。ということであり、夫人を含んで位の加除があったと考えて良さそうです。つまり「自A以B」のAである夫人を含むと思われます。

イは、夫人以下は（貴族に値する）爵の位であり、（位は）凡てで12あるとされます。そして、いままでの経緯で加除されたものを整理して、現在の位の順番を羅列したわけです。

古田氏は、貴嬪と夫人は皇后に次ぐもので、「無爵の高位」だから、「自夫人以下」の夫人は「爵」には含まれないとされました。確かにこの二つの位は皇后の次の位であり、爵に視^{なぞら}える所には無いと記述され、次の淑妃の位は相国で爵は諸侯王に相当し、その次の淑媛の位は御史大夫で爵は県公に相当するとあります。

これに対し、川村氏は、貴嬪と夫人は「(男子の爵に)視^{なぞら}える(対応する)ものがないと言っているだけであって、貴嬪、夫人、淑妃、淑媛、昭儀、昭華、脩容、脩儀、婕妤、容華、美人、良人という12の爵が実際に列挙されているから、「自夫人以下」には夫人が含まれるとします。

私は、川村氏の12の爵が列挙されたという解釈は全くの誤りだと思います。12の位の誤りです。川村氏が最後に括弧書きで不思議であると自ら述べたところが重要だと思います。川

村氏の解釈ですと、この括弧書きのように疑問が残ります。

(ちなみに「自貴嬪以下」と書かずに「自夫人以下」と書いてあるのは不思議であるが、これは「貴嬪」と「夫人」の位が対等で、かつ「夫人」の方が「貴嬪」より由緒が古いからではないかと思われる)。

(第2章 9. 「自竹斯国以東」の論証)

貴嬪を含む12の位が全て爵であれば、「自夫人以下」とは記述されません。川村氏の解釈どおり「自A以B」のAを含むとした場合には「自貴嬪以下」と記述されなければなりません。しかしそのようには記述されていません。貴嬪から良人までは、後宮^{こうきゆう}の12の位を最終的に整理して表したものであって、爵を列挙したものではないのです。この位を川村氏は爵と間違えています。このように理解すれば川村氏の「不思議」に答えることができますと思います。

12の位の内、順位一位の貴嬪と二位の夫人を除いて、それよりも未満の位が爵に相当する身分であるとし読みようがないのです。

一方で、川村氏が「自A以B」の指示領域にA自身が含まれるとしてあげられた次の例は、たしかにA自身が含まれる例と考えます。

「自A以B」の指示領域にA自身が含まれるかを否かを判定するには、もっと適当な例がある。一番わかりやすいのは『隋書』の次の例である。

皇帝之組綬、以蒼、以青、以朱、以黃、以白、以玄、以纁、以紅、以紫、以緗、以碧、以綠、十有二色。諸公九色、自黃以下。諸侯八色、自白以下。諸伯七色、自玄以下。諸子六色、自纁已下。諸男五色、自紅已下。三公之綬、如諸公。

(隋書 志第六 禮儀六)

皇帝の組綬(=佩玉や官印を付けるための組紐)が順に12色列挙されている。そして、諸公の9色が「自黃以下」だということであるから、黄、白、玄、纁、紅、紫、緗、碧、緑と実際に数えてみれば明らかのように、黄を含まなければ9色にならない。次の「自白以下」の8色も、その次の「自玄以下」の7色も同様である(句読点の付け方が間違っている、などということはないので確認されたい)。

これは、他に解釈の余地がなく、明確に「自A以B」の指示領域にA自身が含まれる例である。この3例が存在することにより、少なくとも「自A以Bには、その指示対象にA自身が含まれる用法が存在する」ことがわかった。

(第2章 9. 「自竹斯国以東」の論証)

以上のことから、「自A以B」については、Aを含む場合と、含まない場合があることがわかります。

9 自竹斯國以東皆附庸於倭

それでは次の『隋書』倭國伝の場合、「自A以B」の指示領域に竹斯國は含まれるのかふくまれないのか、どうでしょうか。

明年上遣文林郎裴清使於倭國度百濟行至竹島南望勃羅國經都斯麻國迤在大海中又東至一支國又至竹斯國又東至秦王國其人同於華夏以爲夷洲疑不能明也又經十餘國達於海岸自竹斯國以東皆附庸於倭

(『隋書』倭國伝)

最初に述べたように倭の基本的な状況は変わりません。ということは、この竹斯國の位置がその名称からして現在の博多湾岸であるとすれば、それは倭の中心領域と考えられます。従って、「竹斯國を含んでその東は皆倭に附庸する」と解釈するより、「竹斯國を含まずその東は皆倭に附庸する」と解釈した方が、基本的な状況により合致しています。もし竹斯國が属国であるとすれば、目的地に該当しそうな國は、ここには見あたらないことになってしまいます。

つまり竹斯國が属国であるとした仮定が間違っているのです。竹斯國は倭の本国と考えるべきでしょう。

10 裴清を出迎えたところ

倭王遣小徳阿輩臺從數百人設儀杖鳴鼓角來迎後十日又遣大禮哥多毗從二百餘騎郊勞既至彼都其王與清相見

(『隋書』倭國伝)

以上を踏まえると、倭王の使者小徳阿輩臺が来迎したところについて、竹斯國から東の秦王國や十余國を経て達した海岸、九州の東の海岸

であると捉えるのは全くの見当はずれであることがわかります。九州の東の端、属国の海岸に隋使を出迎えることはあり得ません。ましてやどこにも地名が出てこない難波に出迎えることは全くありえません。

身分の順位が第二位の小徳阿輩臺が数百人を従えて裴清を迎えに出向いたのは、『三国志』の時代と変わりません。

皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

(『三国志』魏書 倭人伝)

つまり傳送文書や賜遺之物に差錯がないように搜露するのは、都の近くの津のはずです。『三国志』であれば伊都國です。差錯がないことを確認できたので、十日後に裴清が滞在している「郡使往来常所駐」、都の郊勞に大禮哥多毘が二百余騎を従えて出迎えたということでしょう。そして既に彼の都、邪靡堆に至り、倭王と面会したのです。

評制の起源について

知多郡阿久比町 竹内 強

古代史学界で戦後最大の論争は井上光貞氏と坂本太郎氏の師弟間で行われたが「郡評論争」であろう。1951(昭和26)年11月に開催された史学会第50回大会で井上氏が「大化改新詔の信憑性」という題で研究発表された。この時、史学会大会の司会をしていた師の坂本氏がその後、『歴史地理』(第83巻第1号、昭和27(1952)年2月)に「大化改新詔の信憑性の問題について」で批判論文を発表した。これに対して井上氏は、「再び大化改新詔の信憑性について」(『歴史地理』第83巻第2号、昭和27(1952)年7月)を出し再反論を行った。古代史学界全体を巻き込んだ論争は、藤原宮の木簡・伊場木簡(浜松市)の出土で終止符が打たれた。井上氏の主張通り「7世紀末までは、評。8世紀初頭からは、郡。」と17年続いた論争は、井上氏に軍配が上がったのである。

1 月例会報告

しかし、これで問題が解決したのかと言え
ば、そうではなかった。それは、なぜ『日本書
紀』は行政区名が「評」であったにもかかわら
ず、それを全て「郡」に書き換えなければいけ
なかったのかという問題が出現するからです。

その前に、この「評」表記がいつから使用され
たのか云う問題を考えてみたい。定説では平安
時代に書かれた『皇太神宮儀式帳』に「難波朝
天下立評」とあり、大化の改新直後の孝徳紀に
この制度が導入されたと考えられている。しか
し、その実施は全国一斉ではなく国造のクニを
分割・再編しながら、大化・白雉年間(645～
654年)に全国的に実施された。この制度「評」
は朝鮮半島「高句麗」「新羅」の制度を真似たと
言うのです。

これに対して古田武彦氏は、「評」の歴史はも
っと古いのではないかと古田武彦講演会「大化
の改新と九州王朝」(『市民の古代』第6集、1
984(昭和59)年11月)で提起している。
その根拠として「継体24年9月条」をあげて
いる。

秋九月、任那使奏云、毛野臣、遂於久斯牟羅、起
造舍宅、淹留二歳、……

毛野臣聞百濟兵来、迎討背評。背評地名。亦名能備己富里也。傷死者
半。(『日本書紀』継体紀、下線は筆者による。)

ここに背評が出てきますが、これは任那の久
斯牟羅と言うところが在り毛野臣が戦ったと
うことです。任那に日本府が置かれていた。と
すればここで云う背評は倭国が付けた名前と
いうことになります。倭の五王の時代「評」が
使用されたのではないかと言うことです。新羅、
高句麗で「評」が使われる(6世紀)よりも前
に倭国で使用されていた。

更に重要なことは、「評」が一般行政区名とし
て使用されていることです。これは、中国でも
朝鮮半島でもないことです。倭国(九州王朝)
の独自の発想なのです。その「評」を書紀の編
者はすべて「郡」に書き換えた。それは、近畿
天皇家一元史観にとって許されない事であると
同時に「唐」にとってあってはならない事であ
ったと思います。

○ 『日本書紀』年表(2)

瀬戸市 林 伸禧

先に、『東海の古代』128号(平成23年4
月)で、神武紀～開化紀までの年表を作成して
報告したが、今回、前回報告した分と合わせて
『古事記』中巻に当たる「神武紀～応神紀」ま
で作成したので報告した。

そして、作成して判明したことを報告した。

- ①立太子年令に2説記述されている天皇がいた。
- ②前天皇の崩御年から次天皇の即位年までに空
白年があった。
- ③通常、太歳は天皇元年条にのみ記述されてい
るが、複数記述されている天皇紀があった。
- ④日本武尊は、天皇であったと思われる徴候があ
った。

1 邪馬壹国への道筋 その1

2 “「邪馬一國」と「投馬國」の解明” を読んで

3 “「東西五月行・南北三月行」と倭国の首都” について

名古屋市 石田敬一

邪馬壹国への道筋に関連して、表題の1～3
について私見を述べた。

「1」では狗邪韓国から末廬國までの行程と
千余里に関すること。

「2」では、『古田史学会報』No. 106(2
011年10月8日発行)に掲載された野田利
郎氏の“「邪馬一國」と「投馬國」の解明”を
読んで、その批判する点と賛同する点について。

「3」では、2011年12月の「古田史学
の会・東海」の例会において佐藤章司氏が発表
された“「東西五月行・南北三月行」と倭国の首
都”について批判する点と賛同する点について。

○ 「東北水田稲作の北方ルート伝播」につ いて

知多郡阿久比町 竹内 強

昨年2011年発行された専門雑誌『生物科
学』第62巻第2号に古田史学の会全国世話人
「佐々木広堂氏」と東北大学名誉教授「吉原賢
二氏」の論文が掲載されていることを紹介した。

この内容は、佐々木氏が既に『古代に真実を求めて—古田史学論集』で何度か取り上げた題材であるが、わかりやすくコンパクトにまとめています。特に北部九州に伝わった水田稲作と東北水田稲作では稲の刈り取りの方法が違うこと、九州では稲穂のみを取る、東北では稲の根元から株を刈り取る。そうしないと農閑期に凍結しそのまま残ってしまう。それを証明するのが「石の鎌」で九州では小さく手のひらに収まる程であるが、東北では株を刈れるように大型である。など同じ水田稲作でもその違いを報告した。

○ 『日本書紀』の中国史料収集時期考

名古屋市 佐藤章司

『日本書紀』に記述されている、神功皇后39年条の「魏志倭人伝によると、明帝の景初3年6月倭の女王の遣使」記事等の中国史書は、いつ、どのように入手したかを調べた。

『旧唐書』日本国伝には、それは開元(713～741)の初めとの記載があり、その開元の遣唐使記事を『日本書紀』から調べると、養老元年(717)に日本を出発し、翌年12月13日に帰京とした多治比真人県守らであろうと考えられる。

この時に収集された魏志倭人伝や『隋書』、『晋書』、『宋書』、『後漢書』等々を注意深く活用し、九州王朝の存在を隠蔽した。特に、多利思北孤の『隋書』、倭の5王の『宋書』は禁書とされた。と述べた。

○ 琥珀・瑪瑙の献上と日本国の国号制定

名古屋市 佐藤章司

西暦654年をキーワードとして、永徽5年(654)に『旧唐書』高宗本紀に倭国が琥珀・瑪瑙を献ずとあり、他方『日本書紀』には白雉5年(654)高向玄理を押史とした遣唐使があり、高向玄理は推古16年(608)小野妹子の遣隋使に学生として派遣されているので、間違いなく大和王朝からの朝貢であった。と述べた。

また、654年には、倭国(九州王朝)と台頭する大和王朝の唐への朝貢があったと述べた。

2月例会予定

日時：2月19日(日) 午後1時30分～5時

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

今後の予定

3月例会：3月18日(日)名古屋市市政資料館

4月例会：4月8日(日)名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、3月は**第3日曜日**、4月は**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

会員募集

平成24(2012)年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特典：・例会参加料無料

(例会欠席時は、例会資料を送付)

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集(古代への碑)の配布